

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

令和 5 年春闘結果での賃上げ率は、およそ 30 年ぶりの高水準での賃上げとなったものの急激な物価上昇に追いついておらず、実質賃金のマイナス、超少子高齢・人口減少という構造課題やデフレ経済なども相まって、不安定雇用と格差の拡大により、最低賃金近傍で働く者の生活は厳しい状況が続き、経済・物価情勢に見合った継続的な賃上げが喫緊の課題となっている。

最低賃金の安定的な引き上げには、中小・零細企業の労務費の円滑な転嫁も必要不可欠であり、賃上げ原資の確保を含めた適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、物価に負けない賃上げと労務費の適切な転嫁による取引適正化が急務である。

また、人材不足を補うための外国人労働者の増加とパート労働者、契約社員、派遣社員など雇用形態の多様化は依然として存在し、低賃金・長時間労働など問題が山積する中、重層的なセーフティネットの強化及び福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引き上げと早期発効は重要な政策である。

よって、政府においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 2030 年代半ばまでに最低賃金を全国平均 1,500 円となることを目指すとした「新しい資本主義実現会議」の積極的な姿勢に基づき、可能な限り速やかに福島県最低賃金を 1,000 円に到達させること
- 2 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底と環境整備の充実、強化を図ること
- 3 最低賃金引上げについては、賃金の多寡と人口移動の相関関係が示されていることから、多様な政策誘導として労働力確保や人口流失抑制等にも取り組むこと
- 4 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早期の発効に努めること
- 5 最低賃金の改定額を踏まえ、公契約において賃金や労働条件に下方圧力がかかることのないよう、賃金保証型（ILO 第 94 号条約に準拠）での公契約条例の制定に向けた対応を強化すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

福島市議会議長 萩原 太郎

内閣総理大臣
厚生労働大臣
福島労働局長
あて

以上、提案する。

令和6年3月26日

提出者

福島市議会議員 七島奈緒
佐原真紀
根本雅昭
二階堂利枝
白川敏明
後藤善次
村山国子
羽田房男
真田広志